

青森県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」が」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として広域連合長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至った日」の下に「(広域連合長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で広域連合長が定める日)」を加える。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。